明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令（財務四七）　一

省令

○財務省令第四十七号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」を「平成二十八年熊本地震」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年四月十四日から適用する。

2　この省令は、平成二十八年五月十六日以前に発行され又はこの省令の公布の日以前に発行された個人向け国債について適用する。